

少 第 2 5 7 号  
令和 5 年 3 月 2 2 日

大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長  
大阪府教育庁教育振興室高等学校課長  
大阪府教育庁私学課長 様  
大阪市教育委員会指導部教育活動担当課長  
堺市教育委員会学校教育部生徒指導課長  
国立大学法人大阪教育大学学術部附属学校課長

大阪府警察本部生活安全部  
少年課長  
府民安全対策課長

「大阪府警察スクールサポーター」との効果的な連携について

謹啓 早春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、少年の健全育成及び非行防止をはじめ警察業務の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の府内における少年非行情勢をみますと、刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成23年以降続いていた減少傾向が、11年ぶりに増加に転じております。

中でも14歳未満の触法少年の補導数が増加しているなど、非行が低年齢層に及ぶ傾向が強い状況にあります。

更に、令和5年2月7日付「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（文部科学省通知）においては、スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進が明記されているとおり、学校と警察の架け橋として活動する「大阪府警察スクールサポーター」のより一層の活用が必要とされております。

つきましては、別紙を参照の上、スクールサポーターの活動等についてご理解とご協力をいただき、域内の市町村教育委員会及びその所管する小・中学校に対して、スクールサポーターの円滑な受入れなど、効果的な連携を図っていただきますよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

敬白

(連絡先 少年課少年育成総括第二係 電話06(6943)1234 内線30773)